平成２３年（フ）第８７７号
札幌市清田区里塚１条４丁目７番１―401号
破産者　今　　喜美
1　決定年月日　平成23年８月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第８７８号
札幌市清田区里塚１条４丁目７番１―401号
破産者　今　　昌代
1　決定年月日　平成23年８月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第８８６号
札幌市西区西野２条６丁目３番45号　ハイツジョルジュ201号
破産者　田野　敏次
1　決定年月日　平成23年８月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第９０１号
北海道千歳市新富２丁目２番12―201号
破産者　古山恵美子
1　決定年月日　平成23年８月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第９４８号
札幌市西区八軒９条西10丁目４番21―206号、開始決定時の住所札幌市北区新川４条８丁目６番７号
破産者　齊藤美和子
1　決定年月日　平成23年８月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１０５０号
札幌市東区北26条東20丁目２番17号　第２はぎはらハイツ２号
破産者　丸　　芳浩
1　決定年月日　平成23年８月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１０９１号
札幌市中央区北１条東１丁目６番地３　シティーコート北１条1006号
破産者　駒木　健祐
1　決定年月日　平成23年８月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１１０１号
札幌市豊平区中の島２条８丁目３番27号
破産者　岸本　一也
1　決定年月日　平成23年８月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１１０２号
札幌市豊平区中の島２条８丁目３番27号
破産者　岸本　尚美（旧姓加藤）
1　決定年月日　平成23年８月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１１１９号
札幌市白石区川北１条２丁目10番１―101号
破産者　境　　憂子
1　決定年月日　平成23年８月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１１２２号
札幌市西区琴似１条３丁目１番19―401号
破産者　谷口　明秀
1　決定年月日　平成23年８月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１２０７号
札幌市白石区菊水９条４丁目４番30―1021号
破産者　下司　　久
1　決定年月日　平成23年８月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１２５８号
札幌市西区八軒10条東１丁目１番46号　クリスタルハイツ202号
破産者　大西　隆悟
1　決定年月日　平成23年８月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１２５９号
札幌市西区八軒10条東１丁目１番46号　クリスタルハイツ202号
破産者　大西　恵美
1　決定年月日　平成23年８月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１２６５号
札幌市北区新琴似11条15丁目４番６号
破産者　花野　孝美（旧姓小林）
1　決定年月日　平成23年８月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１３００号
札幌市西区宮の沢１条３丁目９番10号　ビューフラット宮の沢202号
破産者　菅原　　爾
1　決定年月日　平成23年８月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１３０５号
札幌市西区琴似３条５丁目４番10―202号
破産者　齋藤　佳史
1　決定年月日　平成23年８月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１３５５号
札幌市豊平区美園７条３丁目１番４号　シャネルホーム美園203号
破産者　成田　哲史
1　決定年月日　平成23年８月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４９号
北海道余市郡仁木町東町４丁目41番地、前住所北海道古平郡古平町大字浜町373番地１
破産者　山北　　渉
1　決定年月日　平成23年８月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所小樽支部

平成２３年（フ）第５０号
北海道余市郡仁木町東町４丁目41番地、前住所北海道古平郡古平町大字浜町373番地１
破産者　山北　優子
1　決定年月日　平成23年８月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所小樽支部

更　生　計　画　認　可

平成２２年（ミ）第１３・１４号
名古屋市中村区名駅南１丁目17番10号
更生会社　株式会社蓼科グランドホテル
東京都千代田区内幸町１丁目２番２号日比谷ダイビル12階
更生会社　株式会社蓼科・滝の湯
1　決定年月日　平成23年７月31日
2　主文　本件更生計画を認可する。
3　理由の要旨　管財人から提出された更生計画案は、可決され、かつ法定の要件を具備している。
4　更生計画の要旨
第１章　更生計画立案までの経緯
第１節　更生手続開始に至った経緯（省略）
第２節　更生手続開始決定後の経過（省略）
第３節　更生会社らの経営の状況（省略）
第２章　更生計画の概要
第１節　本件の基本方針（省略）
第２節　更生計画の骨子（省略）
第３章　更生債権等に関する権利の変更及び弁済・納付方法（以下、各別表は省略）
第１節　重複債権の処理
第１　重複債権の定義
重複債権とは、更生債権等であって、同一の給付にかかる更生債権等を更生会社株式会社蓼科グランドホテル（以下、「蓼科ＧＨ」という。）及び更生会社株式会社蓼科・滝の湯（以下、「蓼科・滝の湯」といい、蓼科ＧＨと蓼科・滝の湯を併せて「更生会社ら」という。）双方が負担するものであり、一の更生債権等に対する弁済が他の更生債権等を消滅させる関係にあるものをいう。但し、更生債権等が、金額を異にするときは、その金額が重なり合う部分の債権をいう。